

琉球大学学術リポジトリ

1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897

61

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

69年 4月 30日 20時 20分 米 可 発
 69年 4月 30日 13時 57分 本 省 着 米 可 長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（アメリカ局長とブラウン次官補代理との会談）

第1298号 特秘 至急

往電第1286号に関し

1. 29日午前アメリカ局長はブラウン國務次官補代理を往訪し、提出済みのポジション・ペーパーの概要を説明したのに対し、先方は同ペーパーにつき本格的検討を終えたわけではないとしつつ、要旨次の通りのコメント及び質問を行なった（所要時間約1時間45分、フィン部長、アサオばい席）

(1) 本ペーパーにより日本政府の直面している問題点はよくわかった

(2) オキナワ基地が韓国及び台湾の安全保障とも密接に関連しているため、オキナワ返かんにより両国が不安を感じるようなことになつては困まる。また北鮮や北越、さらには中共に対しオキナワ返かんによつて米国のよく止力が低下したので、多少の冒険に訴えてもかまわないとの誤ったシグナルを与えてはならない。(3) 米国民の中には、

極秘

大坂 外務省
 務務 房
 次次
 巨官官審審長
 儀書文会管給

参調析
 参領旅移

北東 二
 中西 二
 洋 二
 中 一
 南 一
 西 一
 東 一

参書近ア
 次給経国万
 参領統国
 参政技二
 国一理
 参条協規
 参政経科
 軍社専
 参道内外

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

日本はアジアの防衛のためになにも寄与せず、経済的はん栄をのみ追求しているとの批判があるところ、オキナワ返かんにより基地の使用が制約されることになると上記批判に加えて日本は米国の自由諸国に対する防衛約束のり行までほう害しているのではないかとの不満がたかまり、政府としては説明にきゆうすることとなる。

(4) オキナワ基地に対する事前協議の適用と基地使用に関する軍事上の要請とをいかにして両立させるかにつきどう考えられるのか

2. 局長より大要次の通り応答した

(1) 日本政府はオキナワ基地が極東の安全保障上果している役割をじゆう分認識している。しかしながらオキナワ返かんは国民の強い願望であり、この願望と安全保障上の要請とをいかに調和せしめるかにつきく心している。

(2) 従来日米安保条約が主で、自衛ざん増は従であるとの考え方が支配的であつたが、政府は最近意識して自ら防衛することが主であり、安保条約はこれを補完するものであるとの考え方を国民に対して説明しており、国民は社会党の非武装中立は非現実的であることを認識しはじめている。

(3) 核兵器反対の国民感情はぬき難く、政府のコントロールのらち外にある。オキナワに核をちよ蔵することはあらゆる政治的要請を越えて絶対必要であるのか、この点に

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

については現実に核を管かつしている米側の意見をちようしたところである。

(4) 戦闘作戦行動については、安保条約及び交換公文を改訂することなく軍事上の要請とわが国の国民感情からの要請とをアコモデイトし得る方策をたん求しなければならず、そのためには事前協議を適用した場合いかなる不都合が生じるのか、いかなる事例が考えられるのか、またその際の対策を含めて今後そう方ずつめて行きたいと思つてゐる。英に転電した

(3)